

週刊全住協 News

Japan Association of Home Suppliers

今週の
フラッシュ

令和7年度第3四半期の受注高4.0兆円、24.4%増

～国交省調べ、建築物リフォーム・リニューアル調査報告

国土交通省では令和7年度第3四半期(令和7年10～12月)に元請けとして受注した建築物リフォーム・リニューアル工事について、建設業許可業者5000者に対し調査を実施し、「建築物リフォーム・リニューアル調査報告」(令和7年度第3四半期受注分)を取りまとめた。それによると、令和7年度第3四半期の受注高の合計は4兆503億円で前年同期比24.4%増加した。うち、住宅に係る工事の受注高は1兆2251億円で同21.9%増加し、非住宅建築物に係る工事の受注高は2兆8252億円で同25.5%増加した。

同調査は建築物のリフォーム・リニューアル工事の市場規模及び動向の把握を目的として、平成20年度分から実施している。なお、平成30年度調査から調査実施周期及び公表周期を従前の半期ごとから四半期ごとに変更し、令和元年度調査から公表時期のさらなる早期化を図っている。

<令和7年度第3四半期受注分>

1. 受注高

【受注高】◇合計＝4兆503億円(前年同期比24.4%増)◇住宅＝1兆2251億円(同21.9%増)◇非住宅建築物＝2兆8252億円(同25.5%増)。【工事種別】①住宅＝◇増築工事77億円(同34.8%減)◇一部改築工事348億円(同14.9%減)◇改装・改修工事9479億円(同25.2%増)◇維持・修理工事2347億円(同20.5%増)。②非住宅建築物＝◇増築工事672億円(同32.8%減)◇一部改築工事814億円(同90.7%増)◇改装・改修工事、維持・修理工事2兆6766億円(同27.0%増)。【業種別(住宅)】「建築工事業」(7201億円、同10.1%増)、「職別工事業」(3116億円、同35.8%増)の順に多い。【業種別(非住宅建築物)】「建築工事業」(7846億円、同14.6%減)、「管工事業」(6098億円、同91.3%増)の順に多い。

2. 工事内容

【用途別・構造別の受注高】◇住宅＝「木造」の「一戸建住宅」(6237億円、前年同期比26.5%増)、「コンクリート系構造」の「共同住宅」(4631億円、同18.4%増)の順に多い。◇非住宅建築物＝「コンクリート系構造」の「事務所」(4103億円、同12.5%増)、「鉄骨造」の「生産施設(工場、作業場)」(3826億円、同30.9%増)の順に多い。【発注者別の受注高】◇住宅＝「個人」(8117億円、同22.7%増)、「管理組合」(2121億円、同28.8%増)の順に多い。◇非住宅建築物＝「民間企業等」(2兆1493億円、同22.6%増)、「公共」(6013億円、同45.0%増)の順に多い。【工事目的別の受注件数(複数回答)】◇住宅＝「劣化や壊れた部位の更新・修繕」(187万4621件、同9.8%増)、「省エネルギー対策」(12万9626件、同18.5%増)の順に多い。◇非

住宅建築物＝「劣化や壊れた部位の更新・修繕」(71万9361件、同31.0%増)、「省エネルギー対策」(6万5117件、同52.1%増)の順に多い。【工事部位別の受注件数(複数回答)】◇住宅＝「給水給湯排水衛生器具設備」(66万7178件、同17.0%増)、「内装」(39万5376件、同10.4%増)の順に多い。◇非住宅建築物＝「電気設備」(23万2873件、同49.5%増)、「給水給湯排水衛生器具設備」(14万7796件、同31.3%増)の順に多い。

〔URL〕 https://www.mlit.go.jp/report/press/joho04_hh_001357.html

【問合先】 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室 ストック統計係
03—5253—8111 内線 28615

調査統計

都、1月の新設住宅着工戸数、前年同月比20.7%減で2か月ぶりの減少

東京都は、都内における令和8年1月の「新設住宅着工戸数」をまとめた。

【令和8年1月】8939戸。前年同月比では、持家が増加したが、貸家と分譲住宅が減少したため、全体で20.7%減と2か月ぶりの減少となった。

【利用関係別】◇持家1020戸(前年同月比23.9%増、2か月連続の増加)。◇貸家5087戸(同8.7%減、4か月ぶりの減少)。◇分譲住宅2778戸(同42.6%減、2か月ぶりの減少)。うち、マンション1149戸(同67.9%減、3か月連続の減少)、一戸建て1561戸(同29.9%増、4か月連続の増加)。

【地域別】◇都心3区(千代田区、中央区、港区)109戸(同88.4%減、4か月連続の減少)。◇都心10区(千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、渋谷区、豊島区)1064戸(同60.3%減、3か月連続の減少)。◇区部全体6728戸(同29.8%減、10か月連続の減少)。◇市部2189戸(同30.7%増、5か月連続の増加)。

〔URL〕 <https://www.metro.tokyo.lg.jp/information/press/2026/03/2026030530>

【問合先】 住宅政策本部 住宅企画部 企画経理課 03—5320—4938

周知依頼

財務省、外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置の実施について

外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置の実施について、財務省から国土交通省を通して、当協会に周知依頼があった。

我が国では、国際連合安全保障理事会決議等を誠実に履行するため、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号、以下「外為法」)第16条第1項、第21条第1項及び第24条第1項の規定に基づき、資産凍結等経済制裁対象者(以下「制裁対象者」)に対する資産凍結等の措置を講じている。

このたび、「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件」(令和8年3月5日付外務省告示第83号)により、制裁対象者が削除された。

については、所管する特定事業者[犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律

第 22 号)第 2 条第 2 項に規定する特定事業者]に対し、以下の内容を周知するよう、財務省は要請している。

◇特定事業者の管理者は、当該特定事業者の関係部署等に直ちに周知すること。◇特定事業者は、整備している制裁対象者リストについて、直ちに最新の情報に更新すること。◇資産凍結等措置対象の預り金等を有する場合において、当該預り金等に対する資産凍結措置を解除するに当たっては、関係当局に確認の上、速やかに当該預り金等の凍結解除を実施すること。

また、特定事業者に対する周知に当たっては、資産凍結等の措置の概要及び制裁対象者リストについて、以下の URL を参照するよう、併せて周知を要請している。

【URL】https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/gaiyou.html
(財務省「資産凍結等の措置の概要」)

https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html
(財務省「制裁対象者リスト」)

【問合せ】財務省 国際局 調査課 対外取引管理室 03—3581—4111(代表)

警察庁、タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について、警察庁から国土交通省を通して、当協会に周知依頼があった。

このたび、「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」(令和 8 年 3 月 5 日付外務省告示第 83 号)及び「国際連合安全保障理事会決議第 1267 号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第 3 条第 5 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件」(令和 8 年 3 月 5 日付国家公安委員会告示第 6 号)により資産(財産)凍結措置等の対象となる者が一部解除された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 号、以下「犯罪収益移転防止法」)に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)及び国際連合安全保障理事会決議第 1267 号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法(平成 26 年法律第 124 号、以下「財産凍結法」)により規制されているところである。

所管の特定事業者に対し、このたびの改正を受け、対象者の資産(財産)凍結等の措置を解除するに当たっては、関係当局に確認の上、速やかに解除するよう周知するとともに、ISILその他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について財産凍結法等の規定が遵守されるよう、警察庁では要請している。

＜犯罪収益移転防止法：反社 DB 活用と疑わしい取引届出の徹底＞FATF(金融活動作業部会)第 5 次対日相互審査に向け、「不動産業における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力によ

る被害防止のための連絡協議会」[当協会や(公財)不動産流通推進センターなど全 6 団体で構成]は令和 7 年 10 月 2 日、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策(マネロン等対策)の強化を申し合わせた。申合せは、各社が、犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯収法)第 8 条に定める疑わしい取引の届出に関してより実効性を高めるための不動産業反社データベースの活用を取り入れている。**【反社 DB の活用徹底】**◇申合せにより、原則として全ての売買取引(取引金額 200 万円以下を除く)について、不動産業反社 DB 等に照会を促す内容となっている。◇照会結果が「該当可能性あり」となった場合は、原則として疑わしい取引として届出を行うこととされている(生年月日等で明らかに別人であると確認できる場合を除く)。**【疑わしい取引の判断は事業者自身で】**なお、犯収法第 8 条第 1 項・第 3 項により、特定事業者は取引において収受した財産が犯罪収益である疑いがあるかなどを自ら判断しなければならない。この判断は、顧客の属性や取引時の状況、犯罪収益移転危険度調査書の内容などを総合的に勘案して行う必要があり、最終的な判断は各事業者に委ねられている。「疑わしい取引の参考事例」に形式的に合致しない取引でも、事業者が疑わしいと判断すれば届出の対象となる。

[URL] <https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/todoke/yousei.htm>

(警察庁>疑わしい取引の届出に関する要請など

「タリバーン関係者等リストの改正(令和 8 年 3 月 5 日付)」

<https://www.npa.go.jp/bureau/security/terrorism/zaisantouketu.html>

(警察庁>国際テロリスト等財産凍結法関係

「財産凍結等対象者・公告テロリスト・法第 3 条関係」

「お知らせ・国家公安委員会告示(令和 8 年 3 月 5 日)」

【問合せ先】 警察庁 刑事局 組織犯罪対策部 組織犯罪対策第一課 犯罪収益移転防止対策室

警察庁 警備局 警備企画課

03—3581—0141(代表)

宗教法人の売買に類似した取引による違法行為の助長防止について

宗教法人の売買に類似した取引による違法行為の助長防止に係る周知及び注意喚起について、文化庁から国土交通省を通じて当協会に協力依頼があった。

このたび、宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号、以下「法」)に基づき設立された宗教法人について、その本来の目的を潜脱した宗教法人の売買に類似した取引の事例が見られるところ、文化庁としては、この課題の解消に取り組む必要があると考えている。ついては、宅地建物取引業者に対して、宗教法人の売買に類似した取引の現状を周知するとともに、こうした行為の助長防止に係る周知及び注意喚起について、文化庁では協力を要請している。

【協力要請事項】 宅地建物取引業者に対し、法令を遵守する企業姿勢として、以下に掲げる事項についての周知及び注意喚起を要請している。①法は、宗教法人の売買に類似した取引により第三者が法人格を取得し、宗教活動以外の目的で法人格を利用する事態を想定しておらず、そのような取引は、法人格を悪用した違法な行為を助長するおそれがあること。②法の趣旨を踏まえ、宗教法人の売買に類似した取引を呼びかける行為は、行わないようにする

こと。③宗教法人格の不正な取引が疑われる依頼や相談等を受けた場合は、可能な範囲で文化庁宗務課に対して情報提供を行うこと。④宗教法人格の不正な取引の調査のため、捜査機関や裁判所等からの法的な要請があった場合には、各会員の社内規定等に基づき、適切に対応すること。詳細については下記URLを参照すること。

〔URL〕 <https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/93955602.html>
(文化庁>宗教法人格の不正利用について)

https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/pdf/94343501_01.pdf
(文化庁>宗教法人格の不正利用について>宅地建物取引業者宛[国土交通省経由])

【問合先】文化庁 宗務課 03—5253—4111(代表)
国土交通省 不動産・建設経済局 不動産業課 03—5253—8111 内線 25130

『警察庁推奨アプリ』など特殊詐欺等被害防止の取組みの普及促進について

『警察庁推奨アプリ』を始めとする特殊詐欺等の被害防止に資する取組みの普及促進活動について、警察庁から当協会に周知依頼があった。

令和7年における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数は4万2900件、被害額は約3241億円と認知件数・被害額共に過去最悪の被害となり、極めて深刻な情勢にある。被害状況を分析すると、特殊詐欺の犯人が被害者に初めて接触する手段の約8割が電話であり、犯行に利用される番号種別のうち、国際電話番号が約7割を占めている。また、警察官等をかたり捜査(優先調査)名目で現金等をだまし取る、いわゆるニセ警察詐欺による被害が顕著であるほか、20～30代の被害者の認知件数が2倍以上増加しており、若い世代の被害が拡大している状況にある。

詐欺被害を防止するためには、犯人からの電話を受けないことが重要である。これまで、固定電話対策については、国際電話の利用休止について広く社会に呼び掛け、社会全体の機運を醸成する活動を「みんなでとめよう!!国際電話詐欺#みんなとめ」と呼称して、全国警察を挙げて呼び掛けを行ってきたところ、このたび、携帯電話対策を強力に推進するべく、警察庁において、一定の基準に適合する、民間事業者の最新の技術や独自のノウハウを活用した特殊詐欺等の被害防止に有効なアプリを『警察庁推奨アプリ』として認定し、国民に利用を推奨することとした。

ある被害者から、「ニセ警察詐欺の被害に遭った際の心境について「犯人のことを警察官だと思い、パニックになっていた」旨のコメントが寄せられている。一度犯人の電話に出てしまえば言葉巧みに冷静な判断ができない状態に追い込まれてしまう可能性があるため、各位においては、所属職員はもとより、所管する機関・団体等に『警察庁推奨アプリ』や『国際電話の利用休止』を周知するなど、特殊詐欺等の被害防止に資する取組みの普及促進について協力するよう警察庁では要請している。

〔URL〕 <https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/apps/>
(警察庁>警察庁推奨アプリ)

【問合先】警察庁 生活安全局 生活安全企画課 特殊詐欺予防係
03—3581—0141 内線 3045～3048